

川崎市教育委員会職員希望降任制度実施要綱

平成15年1月28日
14川教庶第1109号

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員本人の意志をより尊重し、個人の能力と意欲に応じた任用を行うことにより、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることを目的とする。

(降任の対象となる職員)

第2条 降任の対象となる職員は、降任希望申出日において、次の各号のいずれにも該当する職員とする。

(1) 行政職給料表(1)、行政職給料表(2)又は医療職給料表(2)の適用を受ける職員

(2) 川崎市職員の任用に関する規則（平成13年川崎市人事委員会規則第1号。

以下「任用規則」という。）別表第1の昇任段階欄の「係長級」以上及び「職長」の区分の適用を受ける職員

(降任する昇任段階)

第3条 別表の現在の昇任段階欄の区分は、降任の対象となる職員の降任希望申出日現在の昇任段階に応じて適用するものとし、同表の降任する昇任段階欄に定める昇任段階のうち、原則として、当該職員が希望する昇任段階に降任するものとする。

(降任の申出)

第4条 職員がその職責を果たすことが困難であると判断し、自ら降任を希望する場合、その旨を申し出ることができる。

2 降任を希望する職員は、降任申出書（別記様式）により、所属長を通じて任命権者へ申し出るものとする。

3 任命権者は、降任希望の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、関係書類の提出を求めることができる。

(降任の決定)

第5条 降任及び降任する昇任段階は、原則として本人の希望を尊重し、任命権者が決定する。

(降任の時期)

第6条 降任の時期は、前条の規定に基づき降任の決定をした日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、任命権者が認める場合はこの限りでない。

(給料の取扱い)

第7条 第5条の規定により降任を決定した職員（以下「降任職員」という。）の給料は、川崎市職員の級別の標準的職務の内容を定める規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第19号）及び川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第20号）の定めるところによる。

(再度の昇任)

第8条 降任職員の再度の昇任については、任用規則に定める昇任選考の結果によるものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。